

排出事業者の立場で見る 廃棄物処理と制度

リバーシステム研究所代表

上川路 宏

①

先月に続いて処理業者からの相談事項について紹介したい。今回紹介する相談内容は次のとおりである。

①排出事業者の下にパッカー車で廃棄物を引き取りに行った。

②廃棄物を引き取り、指定された処分施設への運搬途中で車が故障し動けなくなった。

③止むを得ずレッカー車を頼み、修理工場まで運搬した。

④修理工場へ送ってもうたものの、修理に相当口数(10口以上)を要するといわれた。

⑤対応の方法と法律的

な問題点を教えてほしい。再委託について、かつ必要となるのだろうか。

車両故障と再委託

未然防止や迅速な報告を行なう業者であることが重要

では「車両故障時、車検など止むを得ない場合に限り認められるとされている。上述のケース(以後本件と記す)が典型例といえる。本件の場合に再委託して

法令では、事前に書面をもちいて排出事業者の承諾を得ることが再委託の必須条件とされている。また、用章する書面には処理委託契約書と同様の内容を添付する必要がある。3月30日付において、工場に留め置く場合、30日を超えざる場合、

能となる「こと」を求められる可能性は緊急対応のために用意されたものではなく、予め準備し、継続して行うことを前提にしているものであると考えられる。だから書面に基づく承認のハードルを処理業者と並みにしている。さて、再委託が現実的でない場合、本件ではどのような対応が考えられるだろうか。ここでは以下3つの方法について法的リスクへの対応を中心に見ていく。このように見ていくといずれの対応にも法的リスクが存在していることが分かる。緊急事態が発生した場合、まずは排出事業者および該当する自治体への迅速な報告をすることが必要となる。その後、排出事業者、自治体と合意形成を行い、必要な措置を講ずることとなる。排出事業者として、始業点検など車両故障の未然防止措置を講じていることが、処理委託にあたっては言いつづけてい

廃棄物運搬時の車両故障に関する対応策

解決方法	法令上等のリスク	対応策
A 整備工場に留め置く	処理困難通知並みの対応を求められる可能性がある	1. 排出事業者及び該当する自治体に報告 2. 排出事業者、自治体と対応策協議 3. 協議後、速やかな対応 4. 必要に応じて措置内容等報告書等の報告
B 自社で別車両を用意する	許可のない場所での積替え保管に関するリスク	
C レッカー車で処分場まで牽引する	レッカー車に対する収集運搬許可は要・不要?	
D 他社に再委託する	緊急対応のための作業負荷が高すぎる	

緊急対応には不向き